

平成 24 年 9 月 11 日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

区分：Ⅲ

場所	荒浜側補助ボイラー建屋	
件名	荒浜側補助ボイラー建屋（非管理区域）における病人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 24 年 9 月 10 日午後 2 時 30 分頃、現在新設している荒浜側補助ボイラー建屋（非管理区域）において、空調設備の設置工事の一環として、足場の組み立て作業に従事していた協力企業作業員が、作業中に体調不良を訴えたことから、休憩所で水分補給し休憩していました。</p> <p>その後も体調が回復しなかったことから、業務車にて病院へ搬送しました。なお、当該作業員に意識はありました。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u></p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>診察の結果、熱中症と診断されました。</p> <p>当該作業においては、熱中症対策として、作業前の注意喚起や作業中のこまめな休憩や水分補給を行っていましたが、今後とも当社社員および協力企業の方々へ作業開始前の体調確認や、休憩、適度な水分および塩分の補給を心がけるよう、あらためて注意喚起を行います。</p>	

荒浜側補助ボイラー建屋（非管理区域）における病人の発生について

